

星野高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の精神に従い、中学校卒業者に高等普通教育を実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、星野高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県川越市末広町3丁目9番1に置く。

第2章 学科及び収容定員

第4条 本校の学科及び収容定員は次のとおりとする。

普通科 1950人

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 県民の日

4 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

5 冬季休業日 12月25日から翌1月7日まで

6 春季休業日 3月25日から4月7日まで

7 開校記念日

- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。また非常災害その他、急迫の事情があるときは、前項の規程にかかわらず臨時に授業を行わないことができる。

第4章 入学・転学・退学及び休学

(入学資格)

- 第9条 本校の入学資格は、中学校卒業業者又は、当該年度卒業見込の者とする。

(転入学及び編入学資格)

- 第10条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められる者とする。
- 2 各学年に編入学できる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

- 第11条 入学の許可は、選考のうえ、学校長がこれを行う。

(出願手続)

- 第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他必要書類に、考査料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

- 第13条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて、定められた日までに入学手続をとらなければならない。

(転学及び退学)

- 第14条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者連署の上、校長に願出で許可を受けなければならない。
- 2 生徒が、退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者連署の上、校長に願出で許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

- 第15条 欠席、病気その他で1週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて、保護者から届け出るものとする。

- 2 休学、病気その他やむを得ない事情で3ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望する者は、その事由を具し、保護者が願い出て、学校長の許可を得なければならない。休学の期間は、原則として1年以内とする。

(復学)

- 第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者が復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第17条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し保護者が学校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項により留学を願い出たときは、学校長は教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。
 - 3 海外留学は1年間を単位とする。
 - 4 留学中の生徒が復学しようとする時は、その事由を具し保護者が学校長に願い出て許可を受けなければならない。
 - 5 学校長は前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で本校の履修単位として認定することがある。

第5章 教育課程及び卒業

(教育課程)

- 第18条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

(課程修了の認定)

- 第19条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

- 第20条 本校所定の全課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第6章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

- 第21条 学業成績の優秀な者及び精勤者は、これを表彰する。

(懲 戒)

第22条 生徒がこの学則その他、本校の定める諸規則を守らず、生徒の本分に反する行為をした時は、懲戒を加えることがある。懲戒は、訓告・停学及び退学とし、学校長がこれを行う。前項の退学は、次の各号に該当する者に対してこれを行うものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 3 正当の理由がなくて、出席常でない者。
- 4 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反する者。

第7章 教職員組織

第23条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

1. 校 長 1名
 2. 教 頭 1名
 3. 教 諭 93名
 4. 実習助手 7名
 5. 養護教諭 1名
 6. 事務職員 10名
 7. 学 校 医 1名
 8. 学校歯科医 1名
 9. 学校薬剤師 1名
- 2 必要に応じて副校長を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
 - 4 副校長、教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
 - 5 第3項以外の教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第8章 考査料・生徒納付金

第24条 入学検定料及び生徒納付金は次のとおりとする。

1. 入学検定料 25,000円
 2. 入学金 250,000円
 3. 施設費（入学手続時） 50,000円
 4. 授業料（月額） 26,500円
 5. 施設設備費（月額） 10,000円
 6. 施設設備充実費（月額）※共学部のみ 10,000円
 7. 図書費（月額） 200円
 8. 冷暖房費（年額） 2,500円
- 2 本校に在籍するものは、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 3 校長は、正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等必要な費用を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることができる。
- 4 既納の入学金は、理由の如何にかかわらず、返還しない。
- 5 生徒が休学した時は、第2項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

- 附 則 1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行に際し、必要な細則は学校長がこれを定める。

附 則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

但し、入学検定料については、平成10年度入学者選抜より適用する。

附 則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。但し、普通科の収容定員は、学年進行により、平成26年度1,870人、平成27年度1,910人、平成28年度1,950人とする。商業科の収容定員は、学年進行により、平成26年度80人、平成27年度40人とする。

附 則 この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。